

朝鮮総督府の麻薬政策と朝鮮人の麻薬患者

樋口 雄一*

The Drug Policy of the Governor-General of Korea and Korean Drug Addicts

HIGUCHI Yuichi

This paper investigates the status of drug production during 1930s in Korea under the Japanese colonial empire and the facts of Oriental Development Company (or Toyo Takushoku Kabushiki Gaisha)'s drug production for peasants in Korea. In addition to Oriental Development Company, the order from the province (prefecture) governments and landowners enforced the general tenant farmers to produce drugs. However, the revenue from the drug production was not enough for the peasants to make a decent living. While surveying the number of Korean drug addicts at that time, this paper also verifies the Governor-General of Korea's administrative responses to Korean drug addicts. In conclusion, this paper makes clear the brutal side of Japanese colonial rule in Korea that used drugs to dominate Korean peasants. This caused a large number of drug addicts among Korean peasants. Even worse, there was only one drug treatment facility at the time. Sources are all new which were written by the Governor-General of Korea and its related organizations. As a further study, the effect of the drug production which remained in Korean society after the end of colonization should be inquired.

キーワード：朝鮮総督府麻薬政策，朝鮮麻薬取締令，朝鮮麻薬中毒者数，東洋拓植株式会社，麻薬生産，江原道と麻薬，麻薬中毒治療所

Key Words: drug, addiction to drugs, philopon, opium narcotic, marijuana

はじめに

日本の植民地支配については農業支配や強制動員などが論じられることが多いが朝鮮総督府が進めた罌粟栽培と麻薬生産については余りふれられてこなかった。罌粟栽培と麻薬生産は総督府が一貫して進めていた。このため、朝鮮内でも麻薬患者が増大し、朝鮮民衆に被害を与えていた。こうした状況も明らかにされていない点が多い。

* 中央大学政策文化総合研究所客員研究員

Visiting Research Fellow, The Institute of Policy and Cultural Studies, Chuo University

朝鮮総督府の麻薬政策と阿片生産について最も整理された論文として長田欣也の研究¹⁾があり、そこでは朝鮮における麻薬の専売制の実施以降、特に15年戦争下の麻薬生産の概況について検討されている。朝鮮全体の栽培面積、係わった農民数、阿片生産実数などについての検証が行われている。資料は帝国議会説明資料や『朝鮮専売史』などが使われている。

こうした研究を前提として、本稿では麻薬生産の資料が極めて少ないなかで新たに公開された東洋拓殖株式会社資料²⁾にもとづいて具体的な生産状況報告から生産実態を明らかにしておきたい。また、朝鮮全体で麻薬生産が割り当てられ、各道で生産が強要されているなかで一部が朝鮮社会の中に流出したため農民に麻薬による被害を与えていたがこれについて江原道、京畿道が作成した道衛生要覧の警察取締の内容から幾つかを取り上げておくことによって朝鮮農民が被った被害を明らかにしたい。この作業によって植民地朝鮮農民支配の一側面を明らかにすることが本論の課題である。

1 朝鮮における麻薬生産の概要と取締

朝鮮では罂粟は伝統的に漢方薬として使用されていたが、それは医薬用であったと考えられる。阿片による中毒も確認できる。しかし、韓国併合以前の生産と利用状況を統計的にも正確に知ることは難しい。1910年以降も阿片中毒者は存在したが次第に罂粟栽培が行われるようになった。こうした事態を背景に患者数も増加し、1922年には1,500人であった患者数は1933末には4,628人にもなっていた³⁾。

ここでは、植民地下の朝鮮総督府が公布した麻薬取締令施行時期前後とその取締令の役割を中心に概要を述べておきたい。

朝鮮では韓国併合後中国からの密輸入と、その後は非合法に第一次大戦中から平安北道、咸鏡北道の国境沿いで生産が行われるようになった。この非合法生産は京畿道などにも広がっていた。その後、『朝鮮専売史』によれば生産は合法的に、或いは非合法で朝鮮南部まで拡大していたと考えられる。

(1) 朝鮮麻薬取締令前後

麻薬の生産と利用の増加の中で、中毒者が多くなっていたことを背景として1919年6月に朝鮮阿片取締令・同施行規則が制定された。この総督府としての管理は財務局が管理していたが1921年に専売局官制の施行と共に専売局の管理下に置かれることとなった。その後、同令と施行規則は1925年に一部改正された。注目されるのは1919年の阿片取締令で朝鮮罂粟栽培区域指定が行われたことである。この指定地は山村地区を中心に京畿道内7郡内の20面、忠清北道内5郡内の17面、全羅北道内3郡内の10面、黄海道内10郡内

の28面、江原道内6郡内の10面で総面積は350町歩に達した。栽培許可地と面積はその後も拡大することになる。『朝鮮専売史』によれば1934年の実際の栽培面積は2,196町歩になっていた。収納量は同年で1万1,338貫にも達していた。罂粟の栽培は公認されたものになっていた。

その後、朝鮮麻薬取締令が公布されたのは1935年4月25日であった。この法令は麻薬の生産、輸出入を含めた流通、消費、処罰の全般的な管理をねらいとしていた。この罂粟生産のために全17条の法令が施行された。その特徴としては総ての権限は朝鮮総督府にあり、総督府自身が強力な管理権を持っていたということである。総督府は専売制をとることによって塩の専売などと共に麻薬生産で膨大な利益を生む麻薬管理と生産管理権を手中にしたのである。また、この法令ではそれまでと比べると格段に厳しくされた罰則規定があった。5年以下の懲役、5,000円以下の罰則などを定めたのである。使用についても規定している。これは麻薬患者を隠すと言うより、自由な取引を認めず、厳しい統制下に利益を生む為の罰則規定でもあった。

朝鮮での麻薬中毒患者の増加が取締令の背景と説明されているが、実際には麻薬生産の取引の増大とその統制の必要性が背景にあった。朝鮮内の流通については不明な点が多いが患者数から見ると生産量の極く一部が非合法的に朝鮮人社会に流出したと考えられる。

なお、専売局史にはモルヒネ中毒者数累年比較表があるが省略した。また、麻薬の管理は各道警察によって厳しく管理されていた。以下にこの時期の麻薬生産の概要について述べておこう。

(2) 朝鮮における麻薬生産・消費の状況

朝鮮での麻薬生産は原料である罂粟栽培にもとづく、モルヒネとヘロインであった。この生産の最大の企業は朝鮮総督府専売局であった。それ以外には認められなかった。1931～1933年までのモルヒネ、ヘロインを併せた生産量は表1のとおりである。モルヒネ、ヘロインの生産量の比較ではモルヒネの方が多かった。1933年には500トンを超える生産量であった。なお、1932年の生産量が減少しているのは天候によるものと考えられる。

表1 朝鮮総督府専売局の麻薬生産量

年	麻薬生産量（トン）
1931	436,629
1932	388,749
1933	514,380

注：原表はモルヒネ・ヘロインの生産量の区分があるが省略した。
出所：注3)の昭和10年～12年「本邦衛生法規関係雑件 外地関係」
外務省外交資料館蔵による。

(3) 民間での麻薬取扱量

麻薬は専売局の取扱で民間会社などは生産には係わりがなかったと考えられる。民間消費については表 2 に表現されている。これは医療用の注射液か、漢方薬としての利用の統計処理に止まっている。ただし、この量では朝鮮全体の民間治療のための漢方利用には十分ではなかったと考えられる。

表 2 朝鮮における民間麻薬取扱量

年	取 扱 量
1931	1554 ㄱㄹ (ポリカイン)
1932	1955 管 (モルヒネ注射液)
	270ㄱㄹ (ポリカイン)
1933	2480 管 (モルヒネ注射液)
	8600ㄱㄹ (ポリカイン トーフル)
	その他 製品がある

注：製品名は資料のママとした。
出所：表 1 と同様である。

朝鮮における麻薬を使用することのできる医師は 1933 年の時点で 2,397、医生（漢方医）は 4,267、歯科医師 605、獣医師 823、薬剤師 308、薬種商 1,110、製造者 44 であった。当時道立病院は 37、府邑立が 10 であった。これらの施設で薬用として使用されていたと考えられる。

民間における麻薬類製造業者としては薬剤師 2 名と製薬者 1 名が存在するに過ぎなかった。数字の出典は前掲表 1 資料による。

(4) 朝鮮における麻薬製剤の消費数量

朝鮮でのモルヒネ、コカインなどの麻薬製剤の消費数量はどのようになっていたか、について見ておくと表 3 のようになる。

表 3 朝鮮における麻薬類の製剤消費数量表

年	トン
1931	377,167
1932	393,004
1933	403,936

注：元表はモルヒネ、コカインなどに分類されているがここでは総計のみとした。
出所：前掲表 1 資料による。

(5) 朝鮮における麻薬の輸出と移出

朝鮮で生産された麻薬は日本（移出）、「満洲」などに輸出されていた。モルヒネとコカインに製剤されたものが中心であった。表4がこの時期の輸移出量を示している。これは専売局の公式統計であり、実際の数量、即ち密輸出や移入は含まれていない。

表4 麻薬類輸移出数量表
(単位グラム)

年	輸 出	移 出	計
1931	748.9	5.8	754.7
1932	404.9	708.6	1113.5
1933	1306.8	13.2	1320.0

出所：前掲表1資料による。

この麻薬の移出・輸出状況については戦争拡大の中で総督府の要望で中国大陸への提供のために生産が拡大される前段の状況である。1933年時点で「満洲国関東地区」に輸出していた量はモルヒネ、ヘロインなど1306.8グラムであった。

(6) 朝鮮における麻薬中毒患者数

以上のような麻薬の生産と消費状況の中で朝鮮民衆の中に麻薬中毒患者数が拡大していった。この増加の要因は中国からの密輸入を含めて検討されなければならないが、どこの産地の使用なのか、の実態を表す資料は発見されていない。また、総量などは不明であるが、日本からは朝鮮人中毒患者増加の要因になった密移出が行われていた。表5は1922年から1933年までの朝鮮の中毒患者数であるが、最高で5,370人である。1920年代の1,500人台から次第に中毒患者が多くなっていた状況が明確に示されている。

ここでは朝鮮における各年の中毒患者数のみについて確認しておきたい。ただし、この数字は当局が把握した数字で実態はさらに多かったと考えられる。朝鮮における麻薬中毒患者になる契機は医師による病気の痛み止めなどで安易に使用された場合などがある。

なお、朝鮮における麻薬中毒患者の患者数、麻薬に関する受刑者数などの統計的な研究については京城帝国大学神経科精神科教授久保喜代二・同助手光信幸「朝鮮に於ける麻薬中毒に関する研究」『朝鮮医学会雑誌』30-7・8, 30-10, 1940年8, 10月号に法的な側面を含める論文がある。使用されている資料年代は1931年である。久保は幾つかの麻薬中毒患者についての論文がある。

表 5 朝鮮における麻薬中毒患者数総計

年	麻薬中毒患者数 (人)	年	麻薬中毒患者数 (人)
1922	1,570	1928	4,159
1923	1,789	1929	3,515
1924	—	1930	5,054
1925	2,760	1931	3,778
1926	3,942	1932	4,044
1927	5,370	1933	4,628

注：一は原表空欄，注で調査しなかったとされている。原表は朝鮮 13 道別，最多は全羅南道，最小は江原道である。中毒者は薬を求めて移動しやすいと指摘している。

出所：表 1 と同様である。なお、『朝鮮専売局史』の数字とは相違している。

(7) 朝鮮に対する日本からの麻薬の密移出

朝鮮における麻薬の生産は多くの中毒患者を出すことになった。これは朝鮮社会や民衆に大きく悪影響を与えていたことについて、これまではもっぱら中国からの輸入による影響であると思われてきたが、まず、実態を朝鮮総督府が犯罪として摘発した事例から考えておきたい。この朝鮮総督府が摘発した実態が記録されている資料には意外な結果が示されている。これは表 6 に示されている。この事例は「重要」とされた事件のみ取り上げら

表 6 朝鮮における麻薬不正取引の重要犯罪調査件数表

年 代	摘発掲載件数	検挙者数	密移出地		密移入地		品 名
1929	4	50	大阪	4	京城	4	モルヒネ・コカイン・ヘロイン
1930	7	32	大阪	6	木浦	2	同上
			間島	1	雄基	1	
					全羅北道	1	
					全羅南道	1	
					京城	2	
1931	4	24	大阪	3	京城	2	同上
			大阪・神戸	1	群山	1	
					釜山	1	
1932	2	20	大阪	1	全羅南道	1	同上
			大連	1	京城	1	
1933	5	21	大阪	4	釜山	2	
			内地	1	群山	2	同上
					木浦	1	

注：間島は朝鮮に接する中国東北地区である。検挙者は朝鮮人と日本人が氏名共に記録されているが、比率などは正確には計算できないため掲載していない。品名を揚げたのはすぐ使用できる罂粟から製造された製品であることを示すためである。密移入数量は記録されているが省略した。

出所：表 1 と同じ

れている。他にも小規模な密移出の事例が存在したと考えられるが、中国からの密輸は大連と間島のみで後は総て日本国内、それも大阪である。

この表6から読み取れるのは以下の諸点である。

- 1 この時期の朝鮮への麻薬の密移出は日本国内、即ち、大阪が中心であること。中国のみではなかったことが明らかである。日本が麻薬移出の拠点になっていたのである。
- 2 密移入地は日本との船便が活発であった港が中心で木浦、群山などは米の移出地であったこと。
- 3 係わった人数の多さから取引規模が大きかったと考えられる。大阪での取引は日本人と朝鮮人が共に係わって行われた事例が多い。麻薬の入手は日本人が行った事例が大半であったと考えられる。

どうして大阪が朝鮮移出の中心となったか、ということは、大阪、和歌山が日本における麻薬生産地であり、そこで生産されていた罂粟と製品が密移出されていたと考えられる⁴⁾。

日本における麻薬消費はインド、トルコの輸入に依っていたとされているが、戦争の拡大にともない、途絶することとなった。これと共に日本国内でも各地で麻薬生産が実施され、特に戦時下には各府県に割り当てられたのみではなく、学生まで動員して生産が拡大されていた。

基本的には朝鮮総督府支配が始まってから一時的な変動があるものの一貫して麻薬の製造が拡大し、麻薬による朝鮮人患者も増加していたと言えよう。

しかし、こうした朝鮮の麻薬生産拡大に重要な変化をもたらしたのが、日中戦争の開始であった。

2 日中戦争の開始と東拓による麻薬生産の拡大

1937年7月に日中戦争が拡大し、戦費が負担になり始めた。軍は特に資金が必要となり、組織的な調達を迫られた。この解決策の一つが麻薬の生産であった。これは軍は極秘として朝鮮での麻薬生産の管理者であった総督府専売局に麻薬生産の拡大を依頼してきた。総督府専売局は朝鮮最大の地主であった東拓に一部の生産を依頼した。東拓は国策企業であり、軍が背景にあり総督府を通じて依頼されれば断れず罂粟の生産を開始した。東拓は各支店の小作農民に割り当てて生産を実施した。

勿論、東拓以外にも道を通じて委託栽培をしていたが、「極秘」扱いであったためにこの実態を一部をのぞいて明らかにする資料を発見できていない。道・郡を通じ、各地の地主を通じ警察が関与して生産管理をしていたと考えられる。

以下に東拓側の資料⁵⁾で総督府専売局、東拓の生産実態を明らかにしておきたい。

(1) 東洋拓殖株式会社への総督府専売局からの依頼と生産開始

1938年10月14日、朝鮮総督府専売局製造課長が東拓を訪ねて阿片の栽培について「内密理に交渉を受けた。」と記録されている。この交渉の理由を「本件は満州国治安工作上同地帯に於ける栽培禁止の方策に基も之が代地として急激に朝鮮に供給を求め供給相成り試験的栽培地たる咸南北道に於ける成績良好にて両道だけにては不足する為今回初めて南鮮地方に拡張の必要を生じ」(原文カタカナ)たために依頼したとされている。

東拓は依頼を受けた直後の1938年度から試験的に100町歩に植え付けを始めた。場所は金海、密陽、固城、守山の4カ所で行った。これを実施した理由は、

- 1 栽培期間は12～6月で女性の労力を活用できる
- 2 採算に合う
- 3 小作人にも利益になる。専売のメリットがある。
- 4 代金の支払いは8・9月なる。(遅れる)

であることを挙げている。しかし、東拓にとっては利益を生む事業であったが農民たちにとっては別問題であった。

こうした試験的な経過を経て東拓は生産を拡大していく。1939年には各支店で実施された。詳細な育成状況の報告があり、これによれば水田の裏作として285町歩、畑200町歩、合計485町歩に達していた。支店別にいえば、釜山、大邱、木浦、裡里、太田、京城、沙里院、新溪農場などに振り分けられて生産活動を行った。

戦争下の朝鮮の農業生産は多くの課題を抱えていた。食糧不足のため農業生産拡大が叫ばれたが、しかし、朝鮮内外での強制動員によって労働力は不足していた。こうした深刻な状況のなかでこの罌粟栽培については実施されたのである。しかも、毎年栽培面積の拡大を要求され、東拓はそれにしたがって罌粟栽培面積を拡大していた。総督府専売局を通じた要求について東拓はどう受け止めていたのか。

東拓各支店では生産状況とともに麻薬生産についても問題点などについて本店へ報告書を提出している。この内、率直に意見を述べている一例を紹介しておきたい。

東拓支店西鮮農場長、山田寛が本店農事課長の豊島重剛にあてた文書である。日付は1941年2月17日である。

罌粟栽培に関する件

主題に関し本道に於いて昭和14年200町歩、同15年500町(内当場管内社有地昭和14年124町、同15年41町の栽培を実施し来る処、昭和16年度に於ける栽培面積は

未だ確定せざるも更に拡張せられるやに聞及居候（沙里院警察署管内に存りて15年96町歩に対し16年120町の内示あり目下土地選定の由当農場管内16年度55町見当）然るに当地方の如く陸稲、粟、大豆、小麦等有力なる対抗作物地帯にありては収入少なき罌粟栽培は之等に対抗できざる為当地地主、小作人とも一般に之が栽培を喜ばざるのみならず時局の進展に伴い益々食糧重点主義を緊急とする今日、当地方に於ける罌粟栽培は一時中止し対抗作物の収穫少き地方に集中すべきものと存候。然る処本件は本府に於いて対満政策上特殊の計画に基きご実施中のものにして本府の方針を変更せられざる限り一地方の輿論のみにしては如何とも難致実情に付いては御手数ながら貴方より本府に御折衝相願度此段御依頼勞を得貫意候也

当初の専売局からの依頼から年々耕作面積が大きくなっていったと考えられるが、罌粟の栽培は採算に合わないと言っているのである。

東拓は、できれば罌粟の栽培は対抗作物（麦などの罌粟より高い収入が見込める農産物）が生産できないような別の場所で行い、また、罌粟栽培面積は大きくしないで欲しいと要望するように総督府と交渉してほしいと述べている。さらに罌粟栽培方針変更を求めているのである。上級機関に対するこうした意見は普段は行われず、総督府政策の批判ともなったとも考えられる。

他の各支店の担当者からも罌粟栽培には賛成の意見は少なく、課題とされた農業生産の増加や罌粟栽培についての控えめな意見が寄せられている。大方は賛成ではなかったと考えられる。もちろん罌粟栽培は東拓各支店にとっても収益率が悪く経営上もメリットがなかったためと考えられる。これは罌粟栽培の善悪と言うより利益率が低いという基準であったと考えられる。

この文書とは時期がずれるが1939年の沙里院での罌粟生産割当は東拓のみではないが1,300反にもなり、東拓はこの時期の最大の割当を受けていた。これは水田の裏作と畑での栽培が多かったのであるが水田裏作で小作農民の主食となる麦を植える場合も多く農民への影響は大きかったのである。朝鮮は恒常的な食糧不足のなかにあり農民の食の確保は当局に取っても大きな課題であった。

*なお、朝鮮では1939年の大旱害によって米の生産が大幅に減少し、罌粟の栽培にも影響を与えて農産物全体の不作となっていた。

(2) 1939年度の東拓罌粟栽培実績

1939年に東拓は485町歩の罌粟栽培を実施したが、結果は採算に合わないものであった。各支店からの報告を基に東拓集計した結果が「昭和15年12月17日」付けで「昭和14年

度罌粟栽培に関する件」に詳細に記録されている。要点だけ以下に引用しておく。

「不幸にも希有の早魃と専売局側の指導不足不徹底等のため其の成績著しく不良にして耕作者は甚大なる被害を蒙り甚だ気毒なる事情になりたるため之が救済につき」検討することになったとされている。この補償総額は11,875円に達していたが、当局は4,860円の「給付」を出したにすぎない。不足額は7,013円に達していた。「国策に基き」引き受けたが不足額については罌粟栽培技術を学べたことを理由として東拓が支払うとしている。又、15年度は「補償金の支出費のなき様」交渉するとしている。次年度は国策にしたがって耕作したが対抗作物（罌粟の代わりに植えられたであろう作物）を犠牲にしたので補償をしないですむように求めている。これの根拠として各支店毎の詳細な補償額の計算書を提出している。

この1939年中の罌粟栽培状況は支店毎に「罌粟育成状況」として報告されている。植え付け時期から成長まで10日毎に報告されている。全部の支店の報告があるわけではない。しかし、事例として慶尚南道金海邑の東拓金海農場は北亭里、花木里に亘って植え付けを行っていたが播種面積、枯死面積、現在生育状況、採液量面積（他の場所は乳液取面積）、病虫害に関する報告などが10日毎に報告されている。作業は可成り正確に記録されていると思われる。

そもそも罌粟栽培は技術、土地、肥料、気候、経験のある労働者などの条件が整わなければならなかった。軍・総督府の急な要求は当初から危うい物であったがそれを強行したのである。このため東拓農民は補償を受けられたが、東拓以外の道指定の農民はこうした手当を受けられたかどうかは、不明である。農民は自分たちの食糧になる畑作物の場を取られたのである。また、収穫のなかった場合はどうなったのであろうか。総督府による罌粟栽培は他の作物の収穫価格と大差ない価格であったと考えられる。いずれにしても特に有利であったとは考えられず農民の大半は初めての栽培で、経験もなく罌粟栽培農民は不作になった場合は大きな被害を受けたと考えられる。これは1939年のみのことではなかった。

東拓は毎年各農場に作況を報告させているが1941年の西鮮農場でも報告書を出している。発信人と受取人は先と同一人物の報告である。報告は5月3日付けである。内容は米を中心にした農作物全体の作付け、収穫量、小作料に関するものである。罌粟については以下のように言及している程度である。

「罌粟の栽培面積は極力縮小に努めつつあるも全廃する能わざる実情にあり 全道栽培面積500町の中社有地34町5反なり、発芽良好2-4葉開葉中にして未だ病虫害の発生を認めず」としているが1月後の6月3日には「34町5反の中22町は発芽不良その後象鼻虫等の害虫の被害を被り代作のやむなきに至り 現在12町5反は発芽中であるが一部に萎縮病、黒斑病発生し楽観を許さざるものあり」としており、以降の報告からは罌粟の作柄報

告はない。

代作とは目的にしていた作物が収穫ができないと判断して、別の作物を臨時に植え付けることである。実質的には罌粟の収穫がなかったとも考えられる。西鮮農事場では先の意見書の効果か、罌粟の割当面積数を減少させているだけではなく、この年は害虫などの病気を理由とし5月の報告の大部分を罌粟以外の作物で代作に切り替えているのである。6月以降9月までの報告では罌粟生産ができたかどうかは記録されておらず確認できない。

この年の西鮮農場では罌粟栽培は失敗したが1941年7月12日付けの釜山支店の報告に依れば「殆ど収穫済みにして収穫多き模様なるも洛東江沿岸田作は洪水の害を受けるもの有り」として一部を除けば豊作になると予測している場所もある。東拓としての全体としての収穫量は1939年度以外は確認出来ていない。

全体的に言えば東拓の各支店は罌粟の栽培に熱心ではなかったと思われる。東拓は軍の総督府を通じた要求で断れず引き受けていたが、総督府は東拓以外の民間地主などにも道を通じて生産を押しつけていたがこの実態について明らかにする資料は発見できていない。

総督府が要求した罌粟栽培とその面積の拡大は農民にとっては深刻な問題をもたらしていたと考えられる。朝鮮農民は春窮期の存在に象徴されるように畑作地からの収穫で生命を維持していたのであり、麦・粟・豆の生産ができなくなることは極めて大きな打撃になっていたと考えられる。特に麦は小作農民の主食とも言えるもので、罌粟栽培時期と重なり、食糧不足を深刻にする存在であった。

また、小作農民が罌粟の栽培を行った場合の小作料など小作条件については明らかでない。罌粟栽培と他の作物を作った場合の小作料の差は明らかでないが専売局管理下であり、小作人の収入は少なかったと考えられる。なお、警察による生産管理は厳しく、販売も統制され農民が自由に処分できず利益を生む要素はなかった。農民にとっては畑の作物は生死を分けるほどの重要なものであり、罌粟栽培は現金収入とはなっても日常的な食糧とはならず、罌粟栽培は有利なものではなかった⁶⁾。

東拓における罌粟栽培は東拓独自に行ったものではなく、総督府の要求下に行われたのであり、東拓以外の罌粟耕作地については道が指導・管理をしていた。総督府下で罌粟栽培を行っていた各道では道衛生課が管理統括し、管下の麻薬管理を厳格に行っていた。実質的には管理は衛生部にいる警察官が行っていた。こうした麻薬生産・利用等については先に示したような各道の衛生要覧に生産、消費・中毒者の状況が記録されている。しかし、衛生要覧の存在が確認できないところが多く、栽培していた各道の全体像は不明である。

以下に、総督府下部組織の道から割り当てられた罌粟栽培・麻薬生産管理の概況について江原道・京畿道を事例として紹介しておきたい。

3 江原道の麻薬生産と管理

江原道では 1919 年春期から罂粟栽培が開始された。1936 年には栽培面積は 100 町歩に過ぎなかった。栽培地は 7ヶ所であった。罂粟栽培と阿片を製造していた。警察官を乳液採取の現場に派遣し監視していた。

1936 年の阿片製造人員は 687 人、面積は 442,620 坪、製造高は 475,931 グラムとなっていた。道内で取締令違反で逮捕されたものは 96 人、大半が罰金で済んでいた。中毒患者数は統計上では一番多かった 1933 年で男女併せて 19 人であった。1936 年には逮捕された者はいないことになっている。これは統計上のことで実質的な患者数は明らかではない。また、麻薬購入身分証明書を発行して医師（専門の大学で医師資格を得ている者）・医生（在来の漢方医）、歯科医師、などには液体、粉末、注射などを販売していたが、大半の使用者は近代医学を学んだ医師であった。また、医生の使用は医生数から見ると極めて少なかった。これらの生産・取締は警察官が行い、実態としては厳しかったと思われる⁷⁾。

4 京畿道の麻薬生産と管理

麻薬生産については栽培面積等規模は江原道よりは少なかったけれども栽培は実施されていた。また、警察が麻薬関係の取締や管理にかかわっていたのは江原道と同様であった。衛生課職員は総員 48 名の内、警察官は 15 名が配置されていた。しかし、京畿道には多くの人が集まり、朝鮮人麻薬被害の集中していたところでもある。また、麻薬中毒患者治療所が設置され 6 人の職員が配置されていた。この治療所は全羅北道にもあったがそれ以外は確認できない道もある。他道では設置されていなかったと考えられる。したがって、ここでは朝鮮民衆に麻薬被害がどう広がっていたかについて『京畿道衛生要覧』⁸⁾で検証しておきたい（表 7）。

表 7 最近五ヶ年麻薬類取締状況表の内 犯罪人員一覽
(単位：人)

年 代	1934	1935	1936	1937	1938
朝鮮阿片令違反	85	44	53	141	58
刑法違反	90	39	60	108	42
麻薬類取締令違反	67	61	196	206	127
計	242	144	208	455	237

麻薬犯罪で検挙，逮捕され犯人とされた人，懲役処分等が一覧にされている。犯人とされているのは麻薬の使用での検挙された者の人数である。

この数字は道内全体での検挙者数字である。実質的には周辺にいた中毒者で拘留された場合でも深刻な中毒症状のない場合はすぐ釈放されていたと考えられる。ここに挙げられた人は実際に刑罰の対象とされ、「処分」された人である。麻薬を原因とする軽微な犯罪は説諭程度で釈放となっていたと想定される。

また，同要覧には阿片取引の時に押収された阿片の種類が一覧にされているが，この取締りなかで群を抜いて，最も多いのが生阿片の取引量であり，モルヒネ，ヘロイン，コカインなど精製した製品は格段に少ない。生阿片が多いのは阿片の実から採種された阿片がそのままの形で取引に使われていたと思われ，農民が生産した阿片が流通していたのである。農民が独自に栽培していたのではなく，割り当てられた麻薬生産過程のなかで販売し，広く流通していたと考えられる。

大都市を含む京畿道のような場合は農民の中毒者と同時に都市社会の中で麻薬の害が広がっていたことを示している。

まとめ

植民地下の朝鮮における麻薬生産については総督府指導下に専売局を中心に大規模に行われた実態の一部を明らかにできたように思う。生産における小作農民収奪，中毒患者の発生，など朝鮮社会に与えた影響は少なくなかったといえよう。また，戦時下の罂粟の栽培面積の増加は農業の正常な発展に障害となっていた。小作農民の極めて深刻な食糧事情の中での罂粟栽培は農民生活に寄与することはなかったと位置づけても良いであろう。罂粟生産は植民地支配下の農業支配特有の植民地的な特徴を示していたといえる。しかし，ここで明らかにできたのは一部に過ぎず，特に戦時下に日本に対する南方の麻薬の移入が途絶した際に朝鮮産の麻薬がどう使用されたのか，総督府を通じて中国各地にどのように提供されていたのか，など解明されなければならない課題は多い。

以上のように朝鮮における罂粟栽培，麻薬の生産管理，販売などについては不明な点が多い。特に「満洲」地域の麻薬生産，中国との関係は明らかではない。中国との関係では多くの文献に「密輸入」があったとされているが明確ではない。しかし，先に見たような東拓を初めとする朝鮮での戦時下大量生産は中国に持ち込まれたと考えられ，多くの中毒患者を生み，中国人と中国にいた朝鮮朝鮮人に災いをもたらしていたと考えられ，実態を明らかにすべきであろう。今後の課題としては韓国内各地で刊行されている地域史で一部

ふれられている記述などを確認し、全体の麻薬生産の構造を明らかにしていきたい。

注

- 1) 長田欣也「植民地朝鮮における阿片生産」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊第20集 1993年。朝鮮における阿片生産を総括的に取り上げた論文。各道の生産、関係農民数等を敗戦まで取り上げている。生産概要はこれを参照されたい。また、基本資料としては朝鮮総督府『朝鮮専売史』1936年刊がある。朝鮮での生産と麻薬の生成過程などは1934年までは同書が詳細である。
また、韓国における植民地期の麻薬生産についての著作・論文は発見出来なかったが、モンゴル地区の麻薬生産についての論文がある。朝鮮民主主義人民共和国の研究は不明である。
- 2) 東洋拓殖株式会社『業務関係雑書類』1936年～1945年 資料番号2127 国立公文書館蔵に他の雑書類と共に一部罂粟栽培記録が保存されている。東拓が罂粟栽培を受け入れた経過、その後の各支店での生産状況報告などの記録がある。特に当初の生産が失敗に終わったことが明らかに示されている。
- 3) 本章の朝鮮における麻薬生産概要については朝鮮麻薬取締令制定のために作成された朝鮮総督府総督宇垣一成が当時の内閣総理大臣岡田啓介に提出した「朝鮮麻薬取締令制定の件」に依る。以下の数字・表はこの資料による。『本邦衛生法規関係雑件外地関係』昭和10年～12年 I-52 外務省外交資料館蔵による。
- 4) 大阪など日本における戦前の麻薬生産については二反長半『戦争と日本阿片史—阿片王 二反音蔵の生涯』すばる書房 1977年、倉橋正直「戦時中の阿片増産計画—和歌山県と大阪府の場合」愛知県立大学外国語学部紀要38号 2006年、同「戦時下、阿片増産運動の全国的展開」同上39号 2007年が概要を知る上で参考になる。なお、日本国内における在日朝鮮人と麻薬の関係については別の機会に論じたい。
- 5) 注2) で取り上げた『業務関係雑書類』による。同資料は本店と各支店の往復文書綴りであるが現在のところこの文書以外に発見されていない。以下の文書の引用はすべてこの簿冊からの引用である。ただし、罂粟栽培についての短い方針が同じ東洋拓殖株式会社資料『土地管理並に殖産』1866文書に1940年2月22日付け文書「罂粟栽培に関する件」があり、1941年度に継続して栽培を引き受ける理由を述べている。国家的な要請などの理由を挙げている。敗戦まで継続して栽培が行われたと考えられる文書である。
- 6) 戦時下の農業統制により、朝鮮農民は米の自由販売はできず、実質的には米は全糧供出であった。その米代金も一旦預金とされた。農民の食は畑作物によって維持されていた。この時期の農民生活、統制については拙稿『戦時下朝鮮の農民生活誌』社会評論社1998年を参照されたい。
- 7) 以上の江原道の状況は江原道衛生課『江原道衛生要覧』1937年刊による。これ以前の同道要覧には罂粟栽培の記載はない。以降の要覧の存在も確認できない。
- 8) 京畿道庁『京畿道衛生要覧』1939年刊による。この資料によれば同道では1925年から道費で中毒患者の治療を始め、その後国庫補助で支出し1936年には治療所を鉄筋2階で建設し、1934年には道麻薬類中毒者予防協会を設立して活動したと記録されている。最近4年間麻薬中毒患者治療所入所者数、同外来数、中毒患者の原因数、最近5年間の中毒者年齢別、男女別、教育程度別、麻薬類取締状況が1938年度まで集計されている。取締で犯罪人員とされた人数が最も多いのは1937年度で455人が麻薬関係法律違反で検挙されている。相当多くの患者を確認できる。これが朝鮮全土であれば更に多数の検挙者を確認できよう。また、検挙されない場合も多く、それらを加えれば麻薬が朝鮮民衆にとって大きな害をもたらす存在になっていたことが明らかである。

る。なお、治療所が確認できるのは全羅北道で建物が設置され写真が『全北之衛生』1937年刊に7枚巻頭に収録され、治療状況が記録されている。京畿道に次いで整備されていたと考えられる。患者は全州邑が最も多いが次は郡山で2位となっている。群山は日本との米の舟運があり、日本からの麻薬が移入されていたため患者も多かったのである。

他道では慶尚北道の場合『慶北衛生の概要』1937年刊に患者数などの統計資料が収録されている。治療機関は確認できない。他の道は衛生要覧が発見できていないためこれからの課題である。